

第 50 回大阪府学校教育審議会

日 時 令和 6 年 4 月 3 0 日（火） 10：00～

会 場 ホテルアウィーナ大阪 3階 信貴

次 第

1 開 会

2 審 議

（1） 入学者選抜制度改革について

3 閉 会

配付資料

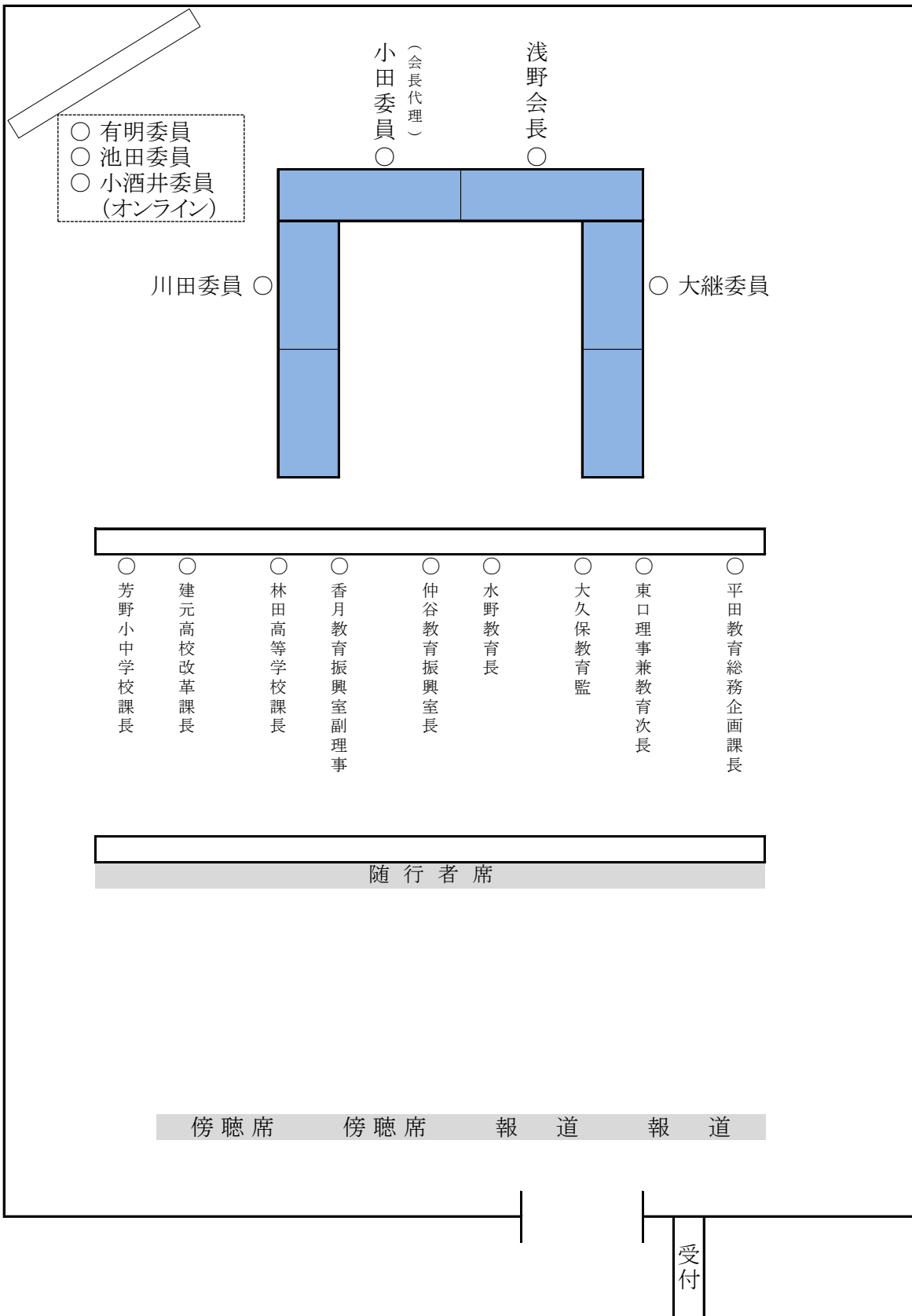
- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第 50 回大阪府学校教育審議会資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則

第50回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

氏名	職名	分野	第50回会議	備考
明石 一郎	関西外国語大学短期大学部 教授	教育学	欠席	
浅野 良一	環太平洋大学 教授	教育学	出席	会長
有明 三樹子	りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役	企業関係者	出席 (オンライン)	
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育、国際教育	出席 (オンライン)	
大継 章嘉	大阪教育大学 学長補佐 特任教授	教育学、教育行政	出席	
小田 浩伸	大阪大谷大学 教授	特別支援教育	出席	会長代理
川田 裕	学校法人常翔学園 理事	工学	出席	
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)	
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	欠席	
巽 葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラー スーパーバイザー	臨床心理学、発達心理学 学校臨床	欠席	

配席図



第50回学校教育審議会資料

目次

入学者選抜制度の検討に向けて

- | | | | |
|-----|-------------------|----|-----|
| I | 教育制度をめぐる国・府の動き | 1 | ページ |
| II | 前回いただいた意見の概要 | 6 | ページ |
| III | 選抜制度改善の理念 | 9 | ページ |
| IV | 今後の審議日程 | 12 | ページ |
| | (参考) 他府県での選抜改革の状況 | 14 | ページ |

I 教育制度をめぐる国・府の動き

各高等学校に期待される社会的役割の再定義

■背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ 各高校の存在意義
- ✓ 期待される社会的役割
- ✓ 目指すべき高等学校像

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

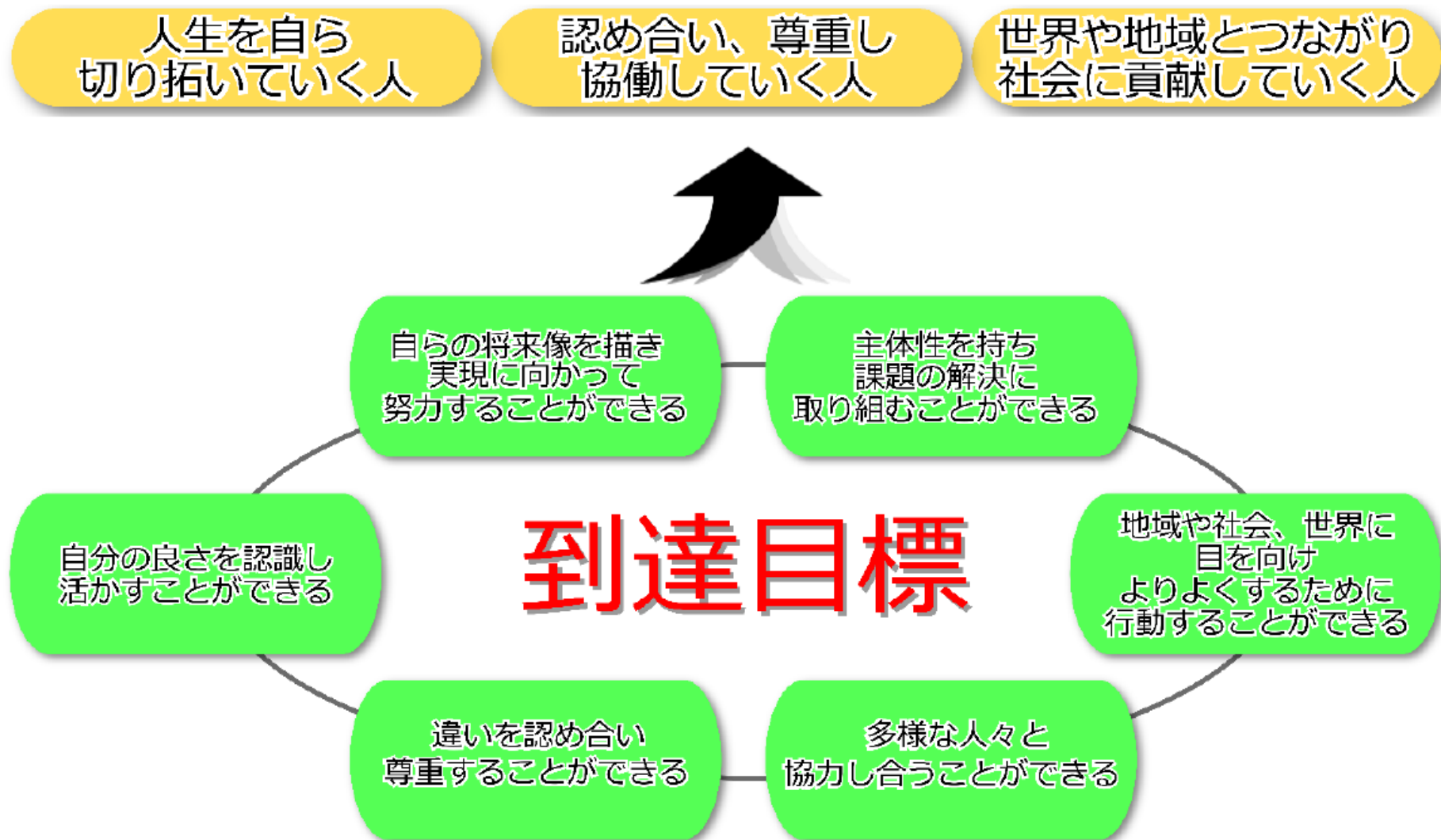
主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

■大阪府の教育がはぐくむ人物像と6つの到達目標



I 教育制度をめぐる国・府の動き（第2次大阪府教育振興基本計画）

■到達目標を確認する質問項目（想定）

	小学校	中学校	高校	支援学校
自分の良さを認識し、活かすことができる	自分には良いところがある	自分には良いところがある	自分の良いところを学校等で活かそうとしている	自分には良いところがある
自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる	将来の夢や目標を持っている	将来の夢や目標を持っている	将来の目標に向けて努力している	将来の夢や目標を持っている
主体性を持ち、課題解決に取り組むことができる	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	授業では、課題解決に向けて、自分で考え・取り組む	色々なことに挑戦し、頑張ることができる
違いを認め合い、尊重することができる	自分と違う意見について考えるのは楽しい	自分と違う意見について考えるのは楽しい	自分と違う意見を尊重することができる	自分とは違う考えや思いを大切にすることができる
多様な人々と協力し合うことができる	友達と協力するのは楽しい	学校等で、他の人と協力し合うことができる	学校等で、他の人と協力し合うことができる	友達と力を合わせて活動できる
地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える	地域や社会を良くするために何をすべきかを考える	地域や社会、世界がより良くなるために行動したい	周りの人々を大切にすることができる

Ⅱ 前回いただいた意見の概要

Ⅱ 前回いただいた意見の概要

<選抜改善の理念>

- ・選抜制度を変更する一番の目的は何なのかを明確にすべき
- ・10年スパンで選抜制度を検討するのであれば、例えば日本語指導が必要な生徒の増加が見込まれることから、そういった見通しをもって選抜制度を検討してはどうか

<選抜資料・方法>

- ・アドミッションポリシーとより深く関連させた選抜について検討してもよいのではないか
- ・アドミッションポリシーが「求める生徒像」を示すものとして中学生に届いているのかという点で、検討の余地があるのではないか
- ・自己申告書は良い取組みだが、さらなる活用について検討すべき
- ・受験生と高校とのマッチングがうまくいく方法を検討すべき。高校の取組みを理解して入学できるようにすべき
- ・大学でも探究の成果を発表する入試もある。高校でもそういった選抜を検討すべきでないか

<日程・機会>

- ・高校入学後、スムーズにスタートができるよう、合格発表後に中高の引継ぎが十分にできる期間が必要
- ・卒業式より前に選抜の結果発表があることが望ましいのではないか
- ・高校側では、合格発表後にクラス分け等の入学準備だけでなく、学年末の成績処理や転入学といった手続きが必要になる。業務が集中することに対して対応が必要ではないか
- ・先生の負担を減らすということは、子どもたちとかわる時間の確保につながる。時間的余裕のあるところで実施すべきではないか

Ⅱ 前回いただいた意見の概要

<選抜の負担軽減>

【受験生】

- ・15歳の受験生に過度な負担とならないよう、入試に関してできる限り子どもの負担を軽減すべき

【中学校・高校】

- ・入試制度はなるべくコストがかからないようにするアイデアと、入学後のマッチングを高めるアイデアの両方が大切ではないか
- ・生徒の個性や多様なニーズに応える選抜制度の在り方は重要であるが、現場が負担感を感じる制度では学校現場の働き方改革に逆行することになりかねない

<情報の発信>

- ・高校の取組みをもっとわかりやすく発信すべき
- ・受験生が高校についての情報を収集しやすくすべき

<その他>

- ・他の自治体で様々な選抜制度が導入されている。これらの事例を調べてみてはどうか
- ・入試に関するミスは、教員の負担を軽減していくことにより一定減らせるのではないか

Ⅲ 選抜制度改革の理念

選抜制度改善の目的

これまでの選抜における基本的な考え方

- ・ 生徒が主体的に学校選択を実現できる
- ・ 公平でわかりやすい
- ・ 各高校がアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒を求められる
- ・ 中学校の教育活動等に配慮



私立高校等と切磋琢磨し、選ばれる学校となるために

- ・ 各高校の教育のさらなる魅力化・特色化を推進
- ・ 生徒・保護者のニーズを踏まえた多様な学びを提供する様々な高校の設置



- ・ **生徒が自身の個性や才能を発揮できる選抜**
- ・ **各高校が「強み」や「特色」を生かす多様な選抜方法・機会の提供**
- ・ **充実した高校生活を送るための準備期間の確保**

生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出す選抜制度の実現

論点

- ◆ **生徒が自身の個性や才能を発揮できる選抜**
 - ・ 生徒一人ひとりの資質・能力を多面的・総合的に評価できる仕組みとは
 - ・ 各高校の「強み」や「特色」を理解した上で出願する仕組みとは
 - ・ 受験生の興味・関心と高校での学びがマッチングする選抜制度とは

- ◆ **各高校が「強み」や「特色」を生かす多様な選抜方法・機会の提供**
 - ・ 多様な選抜方法・機会を提供する仕組みとは
 - ・ 各高校、学科の特色化がさらに進むような選抜方法とは

- ◆ **充実した高校生活を送るための準備期間の確保**
 - ・ 高校生活に向けた準備、中学校との丁寧な引継ぎ等を行う期間の設定

IV 今後の審議日程

今後の議論の流れ（予定）

- 4/30 選抜改善の理念・方向性、日程・機会について
- 5/23 ゲストスピーカーからの意見聴取
- 6/20 選抜方法・資料について
- 7/11 個別の選抜について
- 7/25 審議まとめについて①
- 8/16 審議まとめについて②

(参考) 他府県での選抜改革の状況

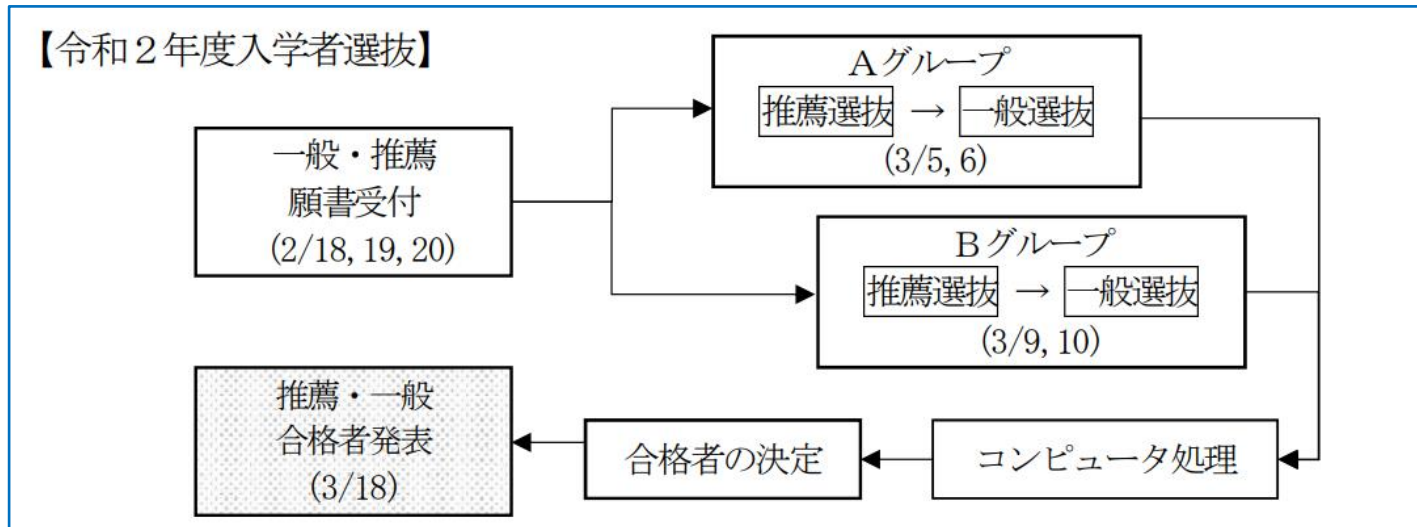
愛知県の選抜改革前の制度

推薦選抜：一般選抜の中で、全校で実施（調査書、推薦書、面接等）

一般選抜：2校志願を可能（第1志望校、第2志望校においてそれぞれ学力検査と面接を行う。）

※ Aグループ・Bグループのいずれか一方、又はA・B双方の高校へ出願し、それぞれで入学検査を受検する。

A、Bグループは、募集人員・学科・地域などのバランスを重視して設定



【課題】

- ・推薦選抜での合格者発表が3月中旬のため、その時期まで進路が決定しないことへの受検生や保護者の不安
- ・推薦選抜と一般選抜が同一日程になったため、中学校における出願業務、また高等学校における採点や面接業務が一時期に集中し、教職員の負担が増
- ・全日制課程への進学率が90%を割り込み、欠員が増大

(参考) 他府県での選抜改革の状況 《愛知県》

【課題】

- ・推薦選抜での合格者発表が3月中旬のため、その時期まで進路が決定しないことへの受検生や保護者の不安
- ・推薦選抜と一般選抜が同一日程になったため、中学校における出願業務、また高等学校における採点や面接業務が一時期に集中し、教職員の負担が増
- ・全日制課程への進学率が90%を割り込み、欠員が増大

【考え方（理念）】

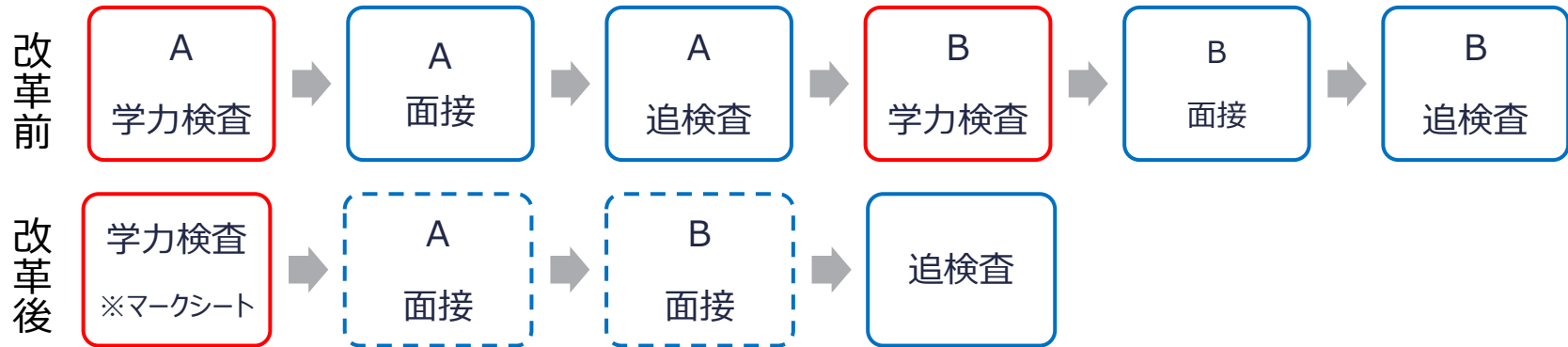
中学生の成長や自己実現にとってより望ましく、多様なニーズに対応できる制度とすること、また、時代や社会の状況に即した、より合理的な制度とすることが大切である。

【新しい選抜制度のポイント】

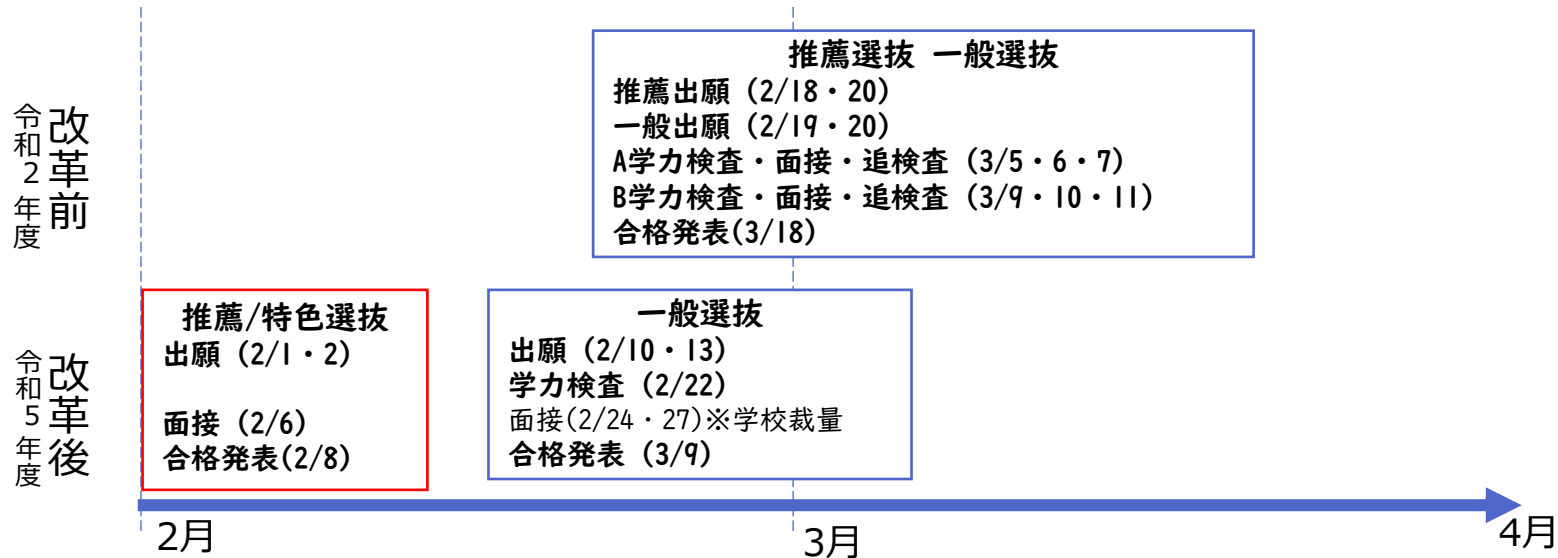
- (1) 一般選抜の学力検査の回数を2回から1回に変更
 - ・2校に志願できることは変更なし
 - ・すべての高校において同一基準で採点するため、解答用紙としてマークシートを導入
- (2) 推薦選抜等の実施時期の変更（2月上旬）
 - ・推薦選抜では学力検査を行わない
 - ・外国人生徒等選抜を同時に実施
 - ・海外帰国生徒選抜は一般選抜と同時に実施
- (3) 一般選抜において面接を実施するかを各高校が決定
- (4) 高校や学科の特色を生かした「特色選抜」を実施
 - ・一部の高校・学科で実施

(参考) 他府県での選抜改革の状況 《愛知県》

- (1) 一般選抜の学力検査の回数を2回から1回に変更
- (3) 一般選抜において面接を実施するかを各高校が決定



(2) 推薦選抜の実施時期の変更 (2月上旬)



(参考) 他府県での選抜改革の状況 《愛知県》

(4) 高校や学科の特色を生かした「特色選抜」を実施 (一部の高校・学科で実施)

<高校・学科ごとの出願資格>

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護および福祉に関する学科

志望する高校・学科の特色ある**教育内容に関連する明確な進路目標**と強い学習意欲を有する者

- 理数、体育、外国語、国際教養に関する学科、総合学科
およびコースを設置する普通科・特色ある教育課程を有する普通科

自然科学、人文・社会科学、スポーツなど**特定の分野で優れた能力**と顕著な実績を有する者

- 地域に根差し、地域貢献を特色とする高等学校

志望する高校で学習する強い意欲と、地域社会に貢献する意志を有する者

<入学検査>

面接 + (作文・基礎学力検査・プレゼンテーション・実技検査) の中から1つを各学校が指定)

<定員枠>

各高校・学科の募集人員の20%程度までを上限に、各高校が「何人程度まで」と具体的な人数の枠を設定。
推薦選抜の定員枠とは別に設定。

校長向け調査 抜粋

自由記述における主な意見

中学校

- ・学力検査が1回になり、生徒の負担が軽減された。(108)
- ・学習指導要領において育むこととされている力が、適切に評価されているか心配である。(67)
- ・学力検査が1回となり、失敗すると第2志望校も不合格となるおそれがある。(45)
- ・生徒のマークミス等により、実力が正確に点数に反映されないおそれがある。(42)

高等学校

- ・入試業務の負担が軽減された。(26)
- ・受験生の学力を適切に測ることができるよう、出題を一層工夫する必要がある。(20)

広島県の選抜改革前の制度

《選抜の内容》

種 類	定員枠	方 法	実施時期
選抜(Ⅰ)【推薦入試】 ・高等学校長が必要と認める場合、 中学校長の推薦を受けた者 に対し実施可。	○普通科コース、総合学科、専門 学科 ～ 50%以内 ○1学級普通科 ～ 30%以内 ○その他 ～ 20%以内	○推薦書・志望理由書 ○調査書 ○面接 ○学力検査以外の独自の選抜を実施可	2月上旬
選抜(Ⅱ)【一般入試】 ・全ての学科・コースにおいて、 実施	○選(Ⅰ)実施の学科とコース ～選(Ⅰ)入学確約者を除いた数	○一般学力検査 ○調査書 ○面接・実技検査・自校作成問題による学力検査 を実施可 ○定員の20%以内で、一般学力検査と調査書の比 重の変更可 ○一般学力検査の傾斜配点が可	3月上旬
選抜(Ⅲ)【二次募集】 ・選抜(Ⅰ)(Ⅱ)の合格者数が定員に満 たなかった場合に実施。	○選(Ⅰ)(Ⅱ)合格者を除いた数	○調査書 ○作文・面接	3月下旬

【検討事項について一部抜粋】

- ・入学者選抜に係る種類、方法、実施時期を含め、中学校及び高等学校の教育の充実につながるよう検討を行う
- ・各高等学校等の特色に応じた選抜方法の拡充を図り、中学生の主体的な学校選択につながるよう検討を行う
- ・全ての中学校で統一的に作成するものについて、記載情報を整理するよう検討を行う

【検討事項について一部抜粋】

- ・入学者選抜に係る種類、方法、実施時期を含め、中学校及び高等学校の教育の充実につながるよう検討を行う
- ・各高等学校等の特色に応じた選抜方法の拡充を図り、中学生の主体的な学校選択につながるよう検討を行う
- ・全ての中学校で統一的に作成するものについて、記載情報を整理するよう検討を行う

【改善の視点】

広島県の15歳の生徒にどのような力を付けさせたいか

【新しい選抜制度のポイント】

「広島県の15歳の生徒に付けさせたい力」

自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力

- (1) 主体的な志望校選択の実現
- (2) 調査書の簡素化
- (3) 入学者選抜に係る期間の短縮
- (4) 自己表現の実施

(1) 主体的な志望校選択の実現

- ・**教育目標**や入学者選抜の実施内容を記載した**入学者選抜実施内容シート**を全校が公表

例

●●高等学校 ●●●課程 ●●●学科 [] コース

教育目標		
育てたい生徒像		
入学者受入方針		
項目	内 容	
入学定員	240 人	
種 別	① 特色種 20% (48 人)	② 一般種 80% (192 人)
新入 (人数)	一般学力検査、調査書、自己表現、学校独自検査 = 4 : 4 : 2 : 2 (400 : 400 : 200 : 200)	一般学力検査、調査書、自己表現、学校独自検査 = 6 : 2 : 2 : 1 (600 : 200 : 200 : 100)
配点の比重		
一般学力検査	一般学力検査 実施内容 ①国語 ②社会 ③数学 ④理科 ⑤英語 ①一般学力検査に替えて自校作成問題により英語を学力検査 ①国語 ②社会 ③数学 ④理科 ⑤英語	
配点	450 点 → 400 点に換算	250 点 → 600 点に換算
調査書	325 点 → 400 点に換算	225 点 → 200 点に換算
自己表現	30 点 → 200 点に換算	30 点 → 200 点に換算
学校独自検査	小論文 (60 分) ①一般学力検査に加えて、数学の自校作成問題による学力検査 (20 分) 100 点 → 200 点に換算	
配点	50 点 → 100 点に換算	50 点 → 100 点に換算
特別検査	入学希望調査 学校独自 提出書類 【調査書に添付して提出すること。】 その他 普通科 (●●) コースを第2志望とすることを認める。	

●●高等学校 ●●●課程 ●●●学科 [] コース

教育目標	
育てたい生徒像	
入学者受入方針	

(1) 主体的な志望校選択の実現

- 各高等学校の学科・コースの特色に応じて、「**特色枠**による選抜」を実施
「一般学力検査：調査書：自己表現」の**配点の比重を各高等学校が設定可能**
- 傾斜配点、活用教科の設定、学校独自検査**を各高等学校が実施可能

例

●●高等学校 ●●●課程 ●●●学科 ()コース

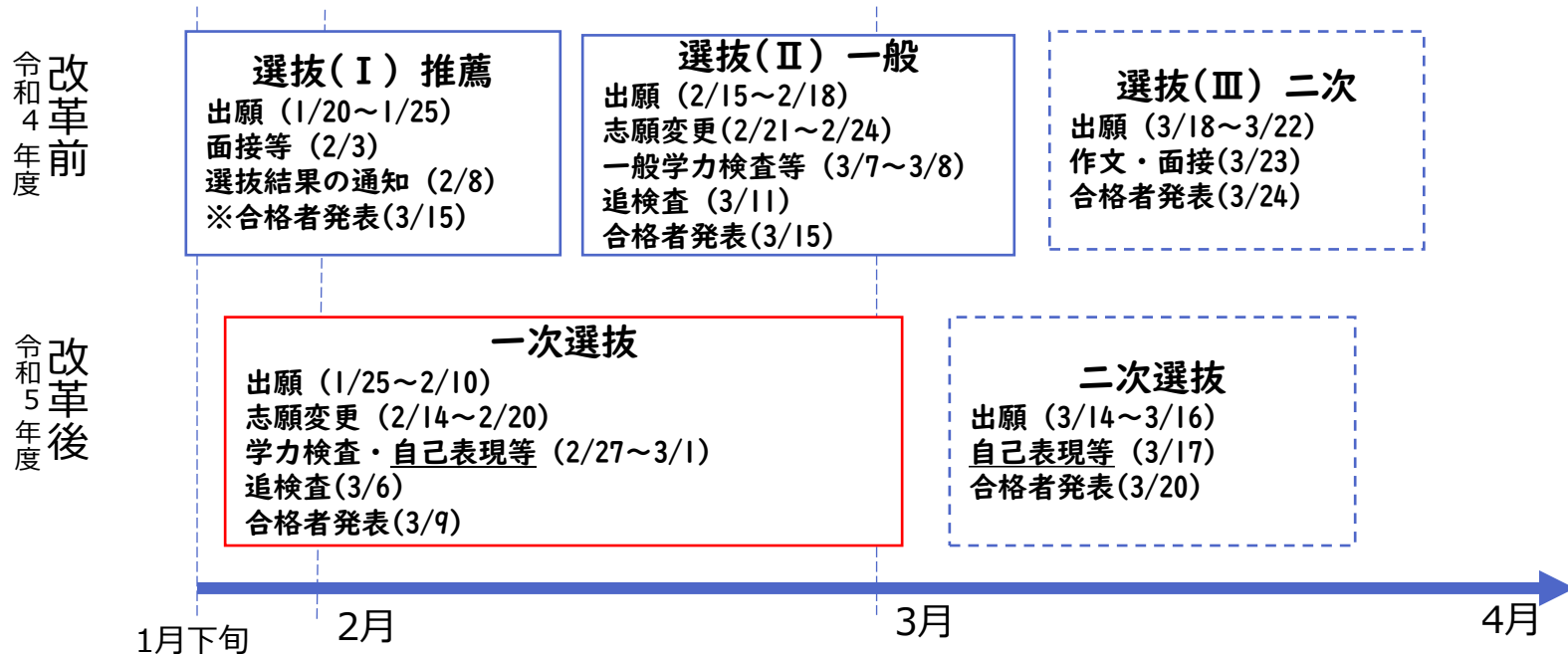
教育目標															
育てたい生徒像															
入学者選入力計															
入学定員	240人														
枠	① 特色枠 ② 一般枠														
割合(人数)	20% (48人) 80% (192人)														
配点の比重	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 4 : 4 : 2 : 2 (400 : 400 : 200 : 200) 一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 6 : 2 : 2 : 1 (600 : 200 : 200 : 100)														
一般学力検査	一般学力検査 <input checked="" type="checkbox"/> 国語 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 数学 <input checked="" type="checkbox"/> 理科 <input checked="" type="checkbox"/> 英語 一般学力検査に替えて自校作成問題により実施する学力検査 <input type="checkbox"/> 国語 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 数学 <input type="checkbox"/> 理科 <input type="checkbox"/> 英語														
配点	450点 → 400点に換算 <input type="checkbox"/> 標準 <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜配点・活用教科の設定あり 250点 → 600点に換算 <input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 傾斜配点の設定あり														
調査書	325点 → 400点に換算 <input type="checkbox"/> 標準 <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜配点・活用教科の設定あり 225点 → 200点に換算 ※ 標準のみ														
自己表現	30点 → 200点に換算 30点 → 200点に換算														
学校独自検査	小論文〔60分〕 一般学力検査に加えて、数学の自校作成問題による学力検査〔20分〕														
配点	100点 → 200点に換算 50点 → 100点に換算														
配点	<table border="1"> <tr> <th>面接</th> <th>作文</th> <th>小論文</th> <th>実技</th> <th>学力</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>100</td> </tr> </table>	面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計			50		50		100
面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計									
		50		50		100									

項目	内容																																									
入学定員	240人																																									
枠	① 特色枠	② 一般枠																																								
割合(人数)	20% (48人)	80% (192人)																																								
配点の比重	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 4 : 4 : 2 : 2 (400 : 400 : 200 : 200)	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 6 : 2 : 2 : 1 (600 : 200 : 200 : 100)																																								
一般学力検査																																										
実施内容	一般学力検査 <input checked="" type="checkbox"/> 国語 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 数学 <input checked="" type="checkbox"/> 理科 <input checked="" type="checkbox"/> 英語 一般学力検査に替えて自校作成問題により実施する学力検査 <input type="checkbox"/> 国語 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 数学 <input type="checkbox"/> 理科 <input type="checkbox"/> 英語																																									
配点	450点 → 400点に換算 <input type="checkbox"/> 標準 <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜配点・活用教科の設定あり <table border="1"> <tr> <th>国語</th> <th>社会</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>英語</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>450</td> </tr> </table>	国語	社会	数学	理科	英語	計	50	50	150	150	50	450	250点 → 600点に換算 <input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 傾斜配点の設定あり <table border="1"> <tr> <th>国語</th> <th>社会</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>英語</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>250</td> </tr> </table>	国語	社会	数学	理科	英語	計	50	50	50	50	50	250																
国語	社会	数学	理科	英語	計																																					
50	50	150	150	50	450																																					
国語	社会	数学	理科	英語	計																																					
50	50	50	50	50	250																																					
調査書	325点 → 400点に換算 <input type="checkbox"/> 標準 <input checked="" type="checkbox"/> 傾斜配点・活用教科の設定あり <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>社</th> <th>数</th> <th>理</th> <th>音</th> <th>美</th> <th>餅</th> <th>技</th> <th>外</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>325</td> </tr> </table>	国	社	数	理	音	美	餅	技	外	計	25	25	75	75	25	25	25	25	25	325	225点 → 200点に換算 ※ 標準のみ <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>社</th> <th>数</th> <th>理</th> <th>音</th> <th>美</th> <th>餅</th> <th>技</th> <th>外</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>225</td> </tr> </table>	国	社	数	理	音	美	餅	技	外	計	25	25	25	25	25	25	25	25	25	225
国	社	数	理	音	美	餅	技	外	計																																	
25	25	75	75	25	25	25	25	25	325																																	
国	社	数	理	音	美	餅	技	外	計																																	
25	25	25	25	25	25	25	25	25	225																																	
自己表現	30点 → 200点に換算 30点 → 200点に換算																																									
学校独自検査																																										
実施内容	・小論文〔60分〕 ・一般学力検査に加えて、数学の自校作成問題による学力検査〔20分〕																																									
配点	100点 → 200点に換算 <table border="1"> <tr> <th>面接</th> <th>作文</th> <th>小論文</th> <th>実技</th> <th>学力</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>100</td> </tr> </table>	面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計			50		50		100	50点 → 100点に換算 <table border="1"> <tr> <th>面接</th> <th>作文</th> <th>小論文</th> <th>実技</th> <th>学力</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> </tr> </table>	面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計			50				50												
面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計																																				
		50		50		100																																				
面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計																																				
		50				50																																				

(2) 調査書の簡素化

- ・欠席日数、教員の所見欄（特別活動の記録、スポーツ・文化・ボランティア活動の記録等）などは削除
- ・学習の記録（評定）の学年間の比重は「第1学年：第2学年：第3学年 = 1：1：3」

(3) 入学者選抜に係る期間の短縮

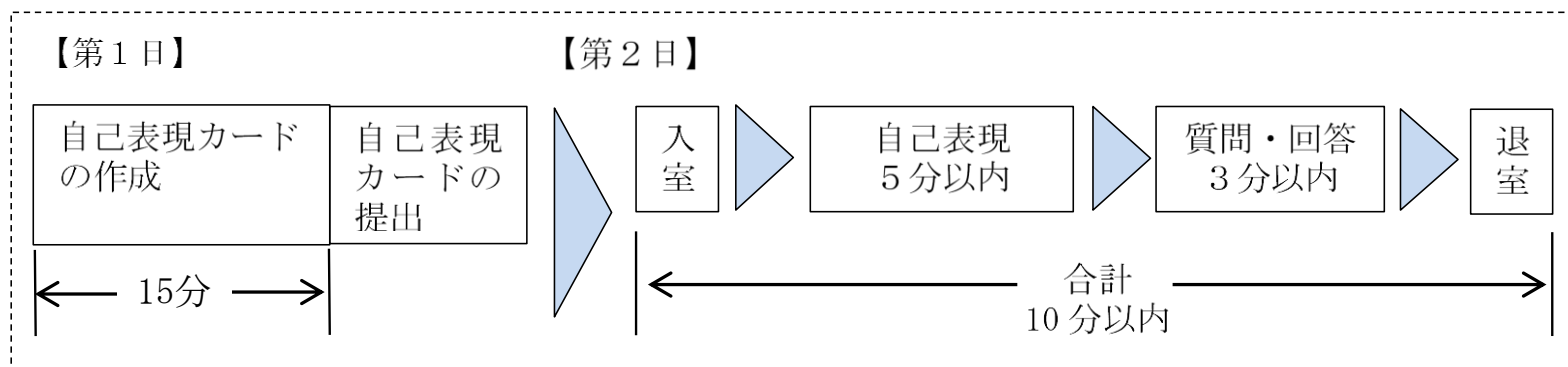


選抜 (I) と選抜 (II) を統合し、「一次選抜」として実施

(4) 自己表現の実施

「**自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力**」がどのくらい身に付けているかをみるため、受検生全員に実施。

自分自身のことや、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する。



○自己表現の基本的なガイドライン

- ・ 行っても良いこと
受検者本人が一人で時間内に準備し、実施できること。
- ・ 使用可能な物品
受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるもの。
タブレット等を持ち込んで、プレゼンテーションソフトなどを使用し、画面を提示しながら自己表現を実施したり、写真等の画像、音声及び動画を提示したりすることができる（動画は30秒以内）。

(4) 自己表現の実施 【評価方法】

3 評価表

評価の観点			
ア 自己を認識する力	イ 自分の人生を選択する力	ウ 表現する力	
評価規準			
自分は何が好きなのか、自分はどういう人間なのかなど、自分自身のことを認識することができる。	自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができる。	自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができる。	
評定	評価及び評価の視点		
5点	<input type="checkbox"/> 「十分に満足できる」状況 <input type="radio"/> 「自分自身のことを認識する」ことが十分にできている。	<input type="checkbox"/> 「十分に満足できる」状況 <input type="radio"/> 「自分で考える」「自分で選択する」「自分の意志で決める」ことが十分にできている。	<input type="checkbox"/> 「十分に満足できる」状況 <input type="radio"/> 「相手や場面に応じて」「言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら」伝えることが十分にできている。
4点	<input type="checkbox"/> 「おおむね満足できる」状況 <input type="radio"/> 「自分自身のことを認識する」ことがおおむねできている。	<input type="checkbox"/> 「おおむね満足できる」状況 <input type="radio"/> 「自分で考える」「自分で選択する」「自分の意志で決める」ことがおおむねできている。	<input type="checkbox"/> 「おおむね満足できる」状況 <input type="radio"/> 「相手や場面に応じて」「言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら」伝えることがおおむねできている。
3点	<input type="checkbox"/> 「努力を要する」状況 <input type="radio"/> 「自分自身のことを認識する」ことができていない。	<input type="checkbox"/> 「努力を要する」状況 <input type="radio"/> 「自分で考える」「自分で選択する」「自分の意志で決める」ことができていない。	<input type="checkbox"/> 「努力を要する」状況 <input type="radio"/> 「相手や場面に応じて」「言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら」伝えることができていない。

- 評価の観点は3つとし、その評価規準と合わせて全校共通
 - ・ 自己を認識する力
 - ・ 自分の人生を選択する力
 - ・ 表現する力
- 検査官からの質問に対する受検者の回答も評価に含める
- 評定は4点を基準とし、評価の観点ごとに、5点、4点及び3点のいずれかで評価

自己表現に対して主な意見抜粋

○肯定的意見 ●否定的意見

●自己表現で求めていることは身に付けてほしい大切な力だが、入学者選抜で評価することは難しいのではないか。実施の必要性について検討すべきである。(高等学校、中学校)

○従来の面接では画一的な応答が多かったが、今回の自己表現では、受検者ごとの人となりや個性を知ることができ、全体として多彩で良かった。(高等学校)

○入学生が自分たちの得意分野について理解してもらっているという意識をもっている感じがする。(高等学校)

○自分を見つめる機会となった。また、各教科等の授業とも関連して、表現する指導が意識して行われるようになった。教員の授業改善が進んだ。(中学校、市町教育委員会)

○広島県で「15歳の生徒にどのような力を身に付けさせたいか(自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力)」が明らかになり、それに基づいた高校入試改革であり、小中学校教育で目指す生徒の姿の方向性が全県で共有化された。(中学校)

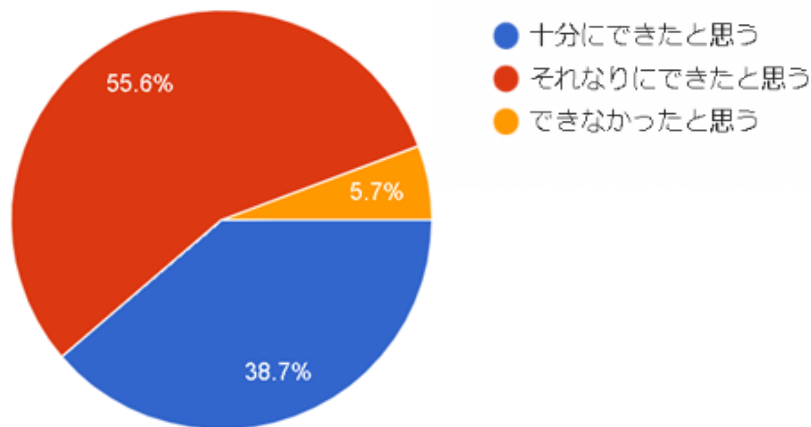
自己表現に対して主な意見抜粋

○肯定的意見

●否定的意見

- 今までの自分を改めて振り返って整理することで、自分について再認識できたと感じたから。（高等学校第1学年生徒）
- 緊張して上手く話せなかったり、時間いっぱい話せなかったりしたけど、自分が話したいことや伝えたいことはちゃんと言えたから。（高等学校第1学年生徒）
- 5教科の勉強もあるのに、自己表現の準備もあり、大変で、負担が大きかった。（高等学校第1学年生徒）

質問「自己表現」について、検査当日に、
自分なりに表現することができた
と思いますか。



【課題】

自己表現の検査における質問について、複数の検査場で公平・公正な評価が担保されるよう研修において質問を例示したところであるが、結果として質問の内容が画一的なものとなり、質問をされて戸惑った受検者がいた

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要なに応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六・追加、令四教委規則四・一部改正)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(委員の任期に関する特例)

- 4 この規則の施行の日から令和七年六月三十日までの間に第三条第二項の規定により任命される委員会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から令和七年六月三十日までとする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則(昭四五五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭四七七年教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五一年教委規則第六号)

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭五二年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五四年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五六年教委規則第二号)

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第四号)

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭六〇年教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年教委規則第六号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年教委規則第四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。